

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	八王子市 子ども子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>八王子市は、子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	—

評価実施機関名
八王子市長

公表日
令和3年7月1日

[平成31年1月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令に定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものための教育・保育給付認定に関する事務</li> <li>・子育てのための施設等利用給付認定に関する事務</li> <li>・利用者負担額の決定及び徴収</li> </ul> <p>【マイナポータルにおけるお知らせ通知の事務内容】 支給認定に係る現況届の提出時期・保育施設の募集要項の公表などHPの更新・アンケート機能等を活用した効率的な面談の調整について、窓口等での案内とあわせて、マイナポータルのお知らせ機能を用いて申請者本人・保護者に対して通知を行う。</p> <p>【東京共同電子申請・届出サービスにおける事務の内容】 ・子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)等の規定に基づき、子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施等に関する申請・届出の受付等を行っている。 ・市民等が属性に応じて必要な情報を検索できるよう、支給認定申請事務に係る情報を登録する。 支給認定に関する事務において必要となる申請内容、個人番号、個人情報(申請・届出入力様式及び申請付帯情報入力画面、又は、抽出データ等により取得するもの)と電子申請時の本人性確認情報等の電子申請データファイルの取得・受け渡しを行う。</p> <p>※特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。支給認定に係る申請・届出の受付・支給認定事務に係る電子的なお知らせ等の送受信をマイナポータル等を介して行う。</p>
③システムの名称	<p>子ども・子育て支援システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム 住民基本台帳ネットワークシステム 東京共同電子申請・届出サービス</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 8、94の各項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠 なし(子ども・子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二13、116の各項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部 保育幼稚園課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎事務棟4階 子ども家庭部保育幼稚園課（市政資料室内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける）
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎事務棟4階 子ども家庭部保育幼稚園課 電話番号 042-620-7369

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要		<p>【マイナポータルにおけるお知らせ通知の事務内容】 支給認定に係る現況届の提出時期・保育施設の募集要項の公表などHPの更新・アンケート機能等を活用した効率的な面談の調整について、窓口等での案内とあわせて、マイナポータルのお知らせ機能を用いて申請者本人・保護者に対して通知を行う。</p> <p>【東京共同電子申請・届出サービスにおける事務の内容】 ・子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)等の規定に基づき、子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施等に関する申請・届出の受付等を行っている。 ・市民等が属性に応じて必要な情報を検索できるよう、支給認定申請事務に係る情報を登録する。 支給認定に関する事務において必要となる申請内容、個人番号、個人情報(申請・届出入力様式及び申請付帯情報入力画面、又は、抽出データ等により取得するもの)と電子申請時の本人性確認情報等の電子申請データファイルの取得・受け渡しを行う。</p> <p>※特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。支給認定に係る申請・届出の受付・支給認定事務に係る電子的なお知らせ等の送受信をマイナポータル等を介して行う。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年11月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	子ども・子育て支援システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム 住民基本台帳ネットワークシステム	子ども・子育て支援システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム 住民基本台帳ネットワークシステム 東京共同電子申請・届出サービス	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	-	課長	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	-	特に力を入れている	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	-	特に力を入れている	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	-	特に力を入れている	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	特に力を入れている	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	-	特に力を入れている	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	VI リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	特に力を入れている	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	特に力を入れている	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	-	特に力を入れている	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 8.監査	-	自己点検、内部監査	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 9.従業者に対する教育・啓発	-	特に力を入れて行っている	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月21日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年11月1日	令和2年6月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月21日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成27年11月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務で主務省令に定めるもの ・支給認定申請書の受理、審査、認定 ・支給認定変更申請の受理、審査、認定 ・保育の必要性に関する事項等(保育施設申込)の届出及び書類の受理	子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令に定めるもの ・子どものための教育・保育給付認定に関する事務 ・子育てのための施設等利用給付認定に関する事務 ・利用者負担額の決定及び徴収	事後	令和元年5月17日子ども・子育て支援法の改正による修正
令和3年7月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二13、116の各項	2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二13、116の各項	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による号ズレに伴う変更事後で足りるものの任意に事前提出
令和3年7月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年6月1日	令和3年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。